

市立四日市病院地下水供給事業仕様書

1 事業の概要

(1) 事業名「市立四日市病院地下水供給事業」

(2) 事業内容

ア 地下水供給システム

新たに井戸を掘削し、地下水を汲み上げ、ろ過等の処理を行ない、飲料水として活用できる地下水を、既設の上水用受水槽（120 m³×2 槽）と雑用水受水槽（130 m³×2 槽）に引き込み、地下水と上水を併用供給できるシステムの導入。

イ 保守管理・運用

導入したシステム全般について契約期間中、保守管理を行なう。

ウ 契約方式

従量使用料方式

（地下水供給システムの賃貸借及び水道管理業務委託を含む）

エ 契約履行場所

三重県四日市市芝田二丁目 2 番 37 号

オ 契約期間

地下水の供給開始は平成 24 年 10 月 1 日以降平成 25 年 3 月 31 日までとし地下水供給開始後 10 年間を経過した日の属する月の末日までとする。

ただし、この供給契約を継続する意思がある場合には、契約期間満了の 3 ヶ月前の日までに書面により意思表示をすることにより契約期間を 1 年延長するものとし、以降も同様とする。

2 既設設備の概要

(1) 上水系統

ア 上水受水槽（ステンレス製パネルタンク 2 槽式 120 m³）1 台

イ 上水揚水ポンプ（多段タービンポンプ 30kW）

(2) 雑用水系統

ア 雑用水受水槽（床下コンクリート 2 槽式 130 m³）1 台

イ 雑用水揚水ポンプ（多段タービンポンプ 11kW）2 台

(3) 地下水切替えにより影響が想定される機器

ア ボイラー 3 台

イ 純水装置（RO） 5 台（透析、薬局、ICU 各 1 台、検査室 2 台）

ウ オートクレーブ 3 台

エ ウォッシャーディスインフェクター 3 台

オ 超音波洗浄機 2 台

カ 管洗浄機 2 台

キ スチームコンベクション 3 台

ク 食器洗浄機 1 台

ケ その他

3 事業全般に関する基本的要件

- (1) 設備より供給される地下水は、水道法第4条の規定による水質基準及び冷凍空調機器用水質ガイドラインによる水質基準に適合すること。
- (2) 揚水試験および井戸原水水質分析により、提案数量の確保が不可能、もしくは当院が要求する水質基準を満たせないとの判断に至った場合は、無償にて別の箇所に井戸掘削を行なうか、または撤退すること。
- (3) 契約期間中に当院が要求する水質基準に適合する水を供給出来なくなった場合は事業受託者側の負担で設備の撤去・原状復帰を行うこと。
- (4) 地下水への切替えにより影響が想定される機器の寿命低下や消耗品の補給交換、故障のおそれのある内容等や経費増も導入計算書へ記載すること。
- (5) 契約期間中に、事業受託者は、管理設備、保守管理において事業受託者側の責に帰すべき事由により、当院または当院の職員及び第三者に与えた損害に対して、賠償の責を負わなければならない、事業受託者側の費用において一切の処理解決にあたるものとする。
- (6) 日本国内における飲料用地下水供給事業（供給量が年間 90,000 m³以上のものに限る）の実績を 10 件以上有すること。
- (7) 日本国内の病院（300 床以上）における飲料用地下水供給事業の実績を 5 件以上有すること。
- (8) 井戸設置に際しては、関係法令、県条例、市条例などを遵守すること。
- (9) 事業に必要な諸官庁への届出、受検申請についての手続きは、事業受託者側で行なうこと。
- (10) システム運用に関する光熱水料は当院負担とする。

4 設備に関する基本的要件

(1) 共通事項

- ア 設備の能力値は 90,000 m³/年以上とし、供給できる水量を提案すること。
- イ 設備は屋外設置仕様とすること。
- ウ 震度 6 強程度の地震においても正常に機能する設計であること。また地震時の液状化対策を考慮すること。契約後には構造計算書を提出すること。

(2) 地下水汲み上げ設備

- ア 井戸は深井戸とし、深さは 80m 以上とすること。
- イ 井戸水位低下の場合システムが連動して停止できること。

(3) 地下水膜ろ過設備

- ア システムに異常が発生した場合、自動的に上水が供給される制御を有していること。
- イ 残留塩素濃度をリアルタイムに表示でき、記録計により濃度の履歴管理が出来ること。
- ウ 前処理は除鉄・除マンガン塔及び活性炭塔の 2 塔式以上とすること。
- エ 膜ろ過を用いる浄水施設は、水道用膜モジュール規格を受けており MF 膜以上であること。
- オ 設備から供給される水質はシリカ成分 30 mgSiO₂/以下、蒸発残留物 200mg/以下、硬度 100mg/以下であること。
- カ 停滞留水防止対策制御機能を有すること。

(4) 上記設備の付帯設備（処理水送水設備、配線、埋設管、防護柵等）

- システムの電源は病棟の自家発電機回路を使用するものとし、使用した下水使用量、電気使用量が計測できること。

5 保守管理・運用に関する基本的要件

- (1) 契約期間中は、導入したシステムのフルメンテナンスを行なうものとし、契約金額内で定期保守点検等及び調整、薬剤・ろ材・消耗品の補給交換、法に準拠した水質分析、システム内水槽の清掃点検、緊急対応、故障・老朽部品の交換を実施すること。
- (2) 保守業務を外注する場合は、病院での保守業務受託実績がある業者を選定すること。

以上

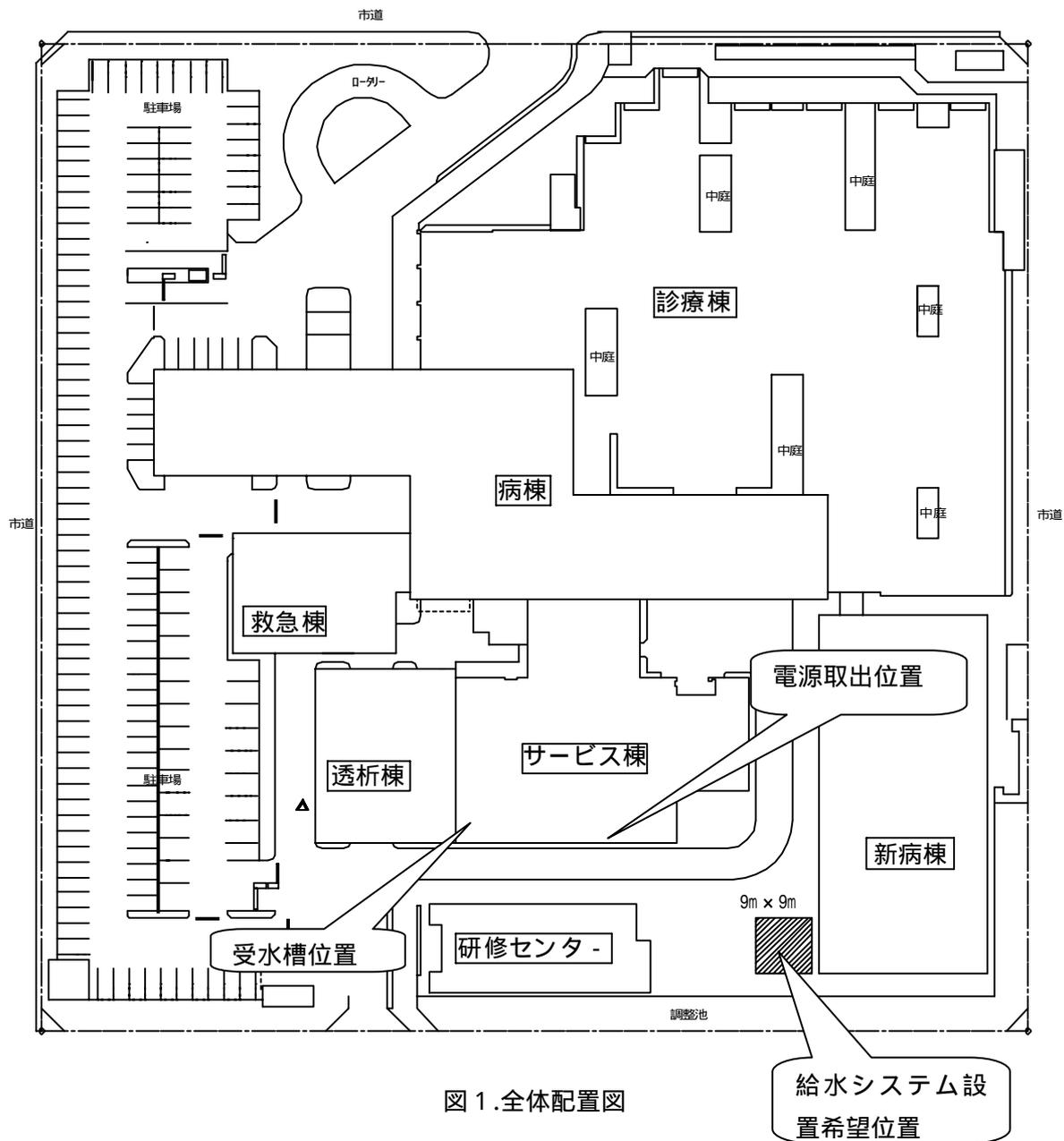


図1.全体配置図